

《令和5年度決算》 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地
区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっている。

令和5年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のため
に借り入れた地方債の償還金のほか、公共下水道事業費、仁良川地区土地区画整理事業費など
の市街化区域内の整備に充当している。

【都市計画税充当事業一覧】 (単位:千円)

予算科目			事業名	令和5年度 決 算 額	財源内訳					
款	項	目			国 県 支出金	地方債	その他		一般財源	
							負担金・使用料・ 基金繰入金など	都市計画税 構成比 (%)		
8	2	1	市道維持管理事業	276,306	249		98,763	55,301	10.8	121,993
8	4	2	仁良川地区土地区画整理 事業特別会計繰出金	328,398				74,693	14.6	253,705
8	4	3	下水道事業会計負担金	432,749	847			98,427	19.2	333,475
8	4	4	公園施設維持管理事業	142,978	1,623		2,797	65,479	12.8	73,079
12	1	1	市債元金償還費	3,033,596			29,066	219,066	42.6	2,785,464
合 計				4,214,027	2,719	0	130,626	512,966	100.0	3,567,716